

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊



4月の税務・労務

2月決算法人の確定申告	
8月決算法人の中間申告	4月中の
5,8,11月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額 (3月分)の納付期限	4月11日(月)
給与支払報告に係る給与所 得者異動届出書の提出期限	4月11日(月)
所得税の振替引落日	4月20日(水)
個人消費税の振替引落日	4月25日(月)
社会保険料・児童手当拠出 金(3月分)の納付期限	5月2日(月)

4月の行事・業務案内

- 2(土) 世界自閉症啓発デー
- 4(月) 清明
- 7(木) 世界保健デー
- 10(日) **法テラスの日**
- 16(土) 土用
- 18(月) 発明の日
- 20(水) 穀雨 郵政記念日
- 23(土) 子ども読書の日
- 29(金) **昭和の日**



何の日?

世界自閉症啓発デーH19年国連総会で決議。4月2日から8日を発達障害啓発週間として世界で取り組んでいる。◆**清明**二十四節気の一つ◆**世界保健デー**1948年にWHOの総会が開催されたことから始まった。毎年健康に関するテーマを変えながら啓発活動を行っている。◆**法テラスの日**日本司法支援センター「法テラス」の設立日。総合法律支援法に基づき設立された法人◆**発明の日**専売特許条例(今の特許法)の交付された日で1954年に制定◆**郵政記念日**1871年に飛脚制度から郵便制度が始まったことを記念する日◆**穀雨**二十四節気の一つ◆**子ども読書の日**子ども読書活動の推進に関する法律に基づき定められた日◆**昭和の日**昭和天皇の誕生日だった日

法人・個人を問わず、給与の問題はいつもつきまといまいます。日常的な事務の流れは当事務所でご指導させていただいておりますが、就労の状況や個々の従業員の様子まではわかりかねます。このため、事業主様や給与事務担当者様の「気づき」が重要となります。慣れや思い込みから思わぬ落とし穴がある場合や、見落としがちな点があったりします。今回と次回にかけて、給与に関わる税務や社会保険を特集しました。身の回りのことについて再点検しましょう

給与にかかる税務や社会保険 再点検特集(1)

最近の動向

社会保険の未加入事業所への調査が行われています。事業者の情報と加入事業者のデータを突合、未加入の事業所に調査を行っています。番号制度により法人番号との突合せが簡単に行えるようになっていきます。

年末調整後の給与についても是正通知が来る場合もあります。自治体集まる給与支払報告書や確定申告などをもとに、扶養控除等の適用誤りや複数ヶ所からの給与等の支払いの記録が突合せされ、是正の対象を抽出します。

さらに、マイナンバーの導入により突合せが一層簡単になるため、税務調査だけでなく社会保険の調査でも威力を発揮します。

個人事業主でも常時雇用者が5人以上などの要件を満たせば社会保険が強制加入の対象となります。青色決算書や源泉徴収の徴収高計算書にもとづく調査も予想されます。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル301号
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:info@kskj.jp
 URL: http://kskj.jp 相続専門: kskj-souzoku.jp 飲食: food-tax.jp
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)
 【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)
 (ビジネスソフト) 弥生会計 MJS (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) (コンサル) 日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

今号の紙面(給与にかかる税務・社会保険特集)

- 最近の動向 ○ 扶養控除等(異動)申告書って
- 特殊な給与の取扱(1)・食事・社宅や寮・通勤手当
- **Q&A**報奨金の取扱 ○ 創業記念品や永年勤続表彰

給与等を受ける者が作成する扶養控除等(異動)申告書は意外に重要な書類です。その意味合いをご理解ください。

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

毎年最初の給与の支払を受ける日の前日までに事業主を経由して税務署長に提出すると規定された書類です。また、記載した事項に異動が生じた場合も提出が義務付けられています。この場合、給与支払者に提出した日が申告の日、つまり税務署長への提出日となります。

実務では、給与支払者は税務署に提出することなく保管することになっていきます。このため、税務署から提示を求められれば速やかに提出しなくてはなりません。原則は税務署長に提出された書類という位置づけであり、公文書であることを理解してください。

申告書はプレプリントでいい?それとも手書き?

法律では、自署する義務はありません。しかし、前述のとおり、法律で定められた申告書であることから、事実上反する内容で悪質と認められた場合、給与支払者に加算税などの罰則が適用される場合があります。パソコン印刷によるプレプリントは事務軽減にもつながるためメリットもありますが、見落とす場合も多いため注意が必要です。最近では「扶養控除等の見直しについて」という是正通知もきていますので、取り扱いには留意してください。

なお、マイナンバーを記入する欄がありますが、今のところ記入は義務付けられていません。マイナンバーを取扱う場合は安全管理義務が発生するため、事業者は努力規定となっています。

また、税務調査の際、プレプリントの内容が毎年変わらないものだったりすると、架空人件費ではないかという懸念をもたれる場合もあります。

		従業員との手続き	行政機関との手続き	
税金	所得税	扶養控除等(異動)申告書 (最初の給与を支払うまでに提出) 家族の異動等があれば修正 給与から天引き (年末調整) 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書の提出 源泉徴収票の交付	天引きした翌月10日までに納付 徴収高計算表 (納期特例制度あり) 1月 法定調書の提出	税務署
	住民税	税額通知書(納税者用)を従業員に渡す 給与から天引き(6月から翌年5月)	1月 給与支払報告書 を提出 5月 税額の通知を受ける 天引きした翌月10日までに納付 (納期特例制度あり)	市町村
社会保険	雇用保険	(採用時)雇用保険被保険者証の確認 事業主6:労働者4の割合で負担 28年度雇用保険料率 一般 11/1000 (27年度 13.5/1000) 労働者 4/1000 事業主 7/1000 建設 14/1000 (27年度 16.5/1000) 労働者 5/1000 事業主 9/1000	被保険者資格取得届 (翌月10日まで) 6月 年度更新 (労災保険と同時) 3期に分けて納付 第1期 7月10日 第2期 10月31日 第3期 1月31日	職業安定所
	健康保険 厚生年金 介護保険	(採用時)年金手帳の確認 健康保険証の交付 事業主と労働者の負担は折半 保険料の天引き	被保険者資格取得届 (5日以内) 報酬月額算定基礎届 (定時・臨時) 翌月末日までに納付 被保険者賞与支払届 (5日以内)	年金事務所

給与以外に金品を支給する場合があります。次に掲げる給付については特別な判断基準が定められています。2回に分けてご案内いたします。

食事を支給したとき

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- ① 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- ② 食事の価格から役員や使用人が負担する金額の差が1か月当たり3500円（税抜き）以下であること。

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されます。

なお、残業又は宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

(計算例)

1ヶ月の食事代 5,000円

(1) 従業員の負担額 2,000円
①の条件を満たしていません。差額の3,000円が給与とされます。

(2) 従業員の負担額 2,500円
両方の条件を満たしているため給与課税されません。

使用人に社宅や寮などを貸したとき

使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1か月当たり一定額の以上を受け取っていれば給与として課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- (2) 12円 × (その建物の総床面積(平方メートル) ÷ 3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

使用人に無償で貸与する場合には、この賃貸料相当額が給与として課税されます。

使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。

しかし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

通勤手当の非課税範囲

① 電車やバスだけを利用して通勤している場合

新幹線も含め、経済的かつ合理的な方法による金額（グリーン料金は含めません）の通勤定期券代で、1ヶ月の金額は10万円が上限となっています。超過する額は給与とされます。

② マイカーと自転車通勤している場合

左表の基準により上限額を決めています。

③ 電車・バスとマイカー・自転車の両方を使っている場合
①と②を合計した金額で、1ヶ月当り10万円を限度とします。

片道距離	1ヶ月あたりの限度額	
	H26.4.1以降	H26.3.31以前
2km未満	全額課税	全額課税
2km以上10km未満	4,200	4,100
10km以上15km未満	7,100	6,500
15km以上25km未満	12,900	11,300
25km以上35km未満	18,700	16,100
35km以上45km未満	24,400	20,900
45km以上55km未満	28,000	24,500
55km以上	31,600	

※ H28年度税制改正大綱で限度額を15万円とする案が出ています。法案成立の情報にご注意ください。

従業員に支払う創業記念品や永年勤続表彰記念品は？

創業記念、永年勤続に対して支給する記念品は、左の表の要件を満たしていれば課税しなくてもよいとされています。

なお、記念品に替えて現金や商品券を支給する場合や自由に記念品を選択できる場合は給与として課税するとされています。

創業記念パーティーなどは、対象を取引先にする場合、従業員が飲食したとしても交際費となります。法人の場合、800万円または

創業記念などの記念品

- | |
|------------------------------|
| ① 支給する記念品が社会一般に記念品にふさわしいもの |
| ② 記念品の処分見込み額が1万円（税抜き）以下であること |
| ③ 5年以上の間隔で支給するもの |

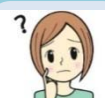
永年勤続者に支給する記念品や旅行・観劇への招待費用

- | |
|--|
| ① 勤続年数や地位に照らし、社会一般に相当な金額であること |
| ② 勤続年数が概ね10年以上である人 |
| ③ 同じ人を2回以上表彰する場合は、前の表彰から5年以上間隔があいていること |

は飲食費の50%のいずれか多い額を損金にすることができますが、超過部分は損金にすることはできません。
専ら従業員だけで行う場合は福利厚生費となります。役員及び役員の親族の従業員だけで飲食する場合は給与課税される場合があります。



Q&A コーナー



報奨金の支払いも源泉徴収必要？

従業員が人命救助して警察署長から感謝状をもらい新聞にも報道されました。会社としても顕彰金を渡そうと思いますが源泉徴収は必要ですか？

役務の対価ではなく、社会貢献に対する栄誉を与えるものです。この場合は一時所得になりますので源泉徴収の必要はありません。また、一時所得の場合は控除額が50万円ありますので、他に一時所得なるような所得がなければ50万円までは非課税となります。

社内提案制度の表彰は？

その内容が職務の範囲内のものである場合は給与となるので源泉徴収が必要です。職務の範囲以外の発明や工夫の場合は一時所得ですから源泉徴収は不要です。例えば、総務課の人が、営業ツールを提案し、営業効率が改善された場合、職務以外の工夫の提案ですので、その報奨金は一時所得です。また、提案の効果に応じて成果報酬を支払う場合は雑所得となります。こちら源泉徴収は必要ありません。

発明や特許を会社が承継する場合

従業員が開発した発明などを、会社が権利を取得する場合、承継の際に一時に支給され場合は譲渡所得、権利を継承した後に支給されるものは雑所得とされています。

また、従業員が取得した特許権などを会社が使用する場合の使用料は雑所得になりますが、この場合源泉徴収の対象となる報酬にあたりますので10%（復興税を含むと10・21%）一回で支払う金額が100万円を超える場合、超える部分に20%（復興税を含むと20・42%）の源泉徴収が必要です。

